

## 多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会

### 規約（案）

#### （名称）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、以下の4つの協議会で構成する。

- ・多摩川上流部 大規模氾濫減災協議会
- ・多摩川下流部左岸 大規模氾濫減災協議会
- ・多摩川下流部右岸・鶴見川 大規模氾濫減災協議会
- ・相模川 大規模氾濫減災協議会

#### （目的）

第2条 協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、多摩川・鶴見川・相模川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

#### （対象河川）

第3条 協議会は、京浜河川事務所が管理する別表1の河川を対象とする。

#### （協議会の構成）

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。
- 4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部及び関係機関等からなる部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うことができるものとする。
- 5 協議会構成員および事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、本規約の改定を行うことができる。

#### （幹事会の構成）

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 協議会における幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。

- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携している現状の減災に係わる取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催する等して、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(協議会の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

- 2 幹事会は、原則として非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所防災情報課内に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に關し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年1月29日から施行する。

本規約は、令和2年5月29日から施行する。

本規約は、令和2年9月2日から施行する。

本規約は、令和4年5月26日から施行する。

**本規約は、令和5年5月26日から施行する。**

別表 1

多摩川

浅川

大栗川

鶴見川

矢上川

早渕川

鳥山川

相模川

別表2

【多摩川上流部 大規模氾濫減災協議会】

- ・八王子市長
- ・立川市長
- ・青梅市長
- ・昭島市長
- ・日野市長
- ・福生市長
- ・多摩市長
- ・羽村市長
- ・あきる野市長
- ・東京都 建設局 河川部 防災課長
- ・東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長
- ・東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長
- ・東京都 水道局 净水部 净水課長
- ・東京都 水道局 水源管理事務所 小河内貯水池管理事務所長
- ・気象庁 東京管区気象台 気象防災部長
- ・東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 執行役員 八王子支社長
- ・日本貨物鉄道株式会社 安全推進部長
- ・京王電鉄株式会社 安全推進部長
- ・多摩都市モノレール株式会社 安全管理推進室長
- ・国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長

別表2 つづき

【多摩川下流部左岸 大規模氾濫減災協議会】

- ・大田区長
- ・世田谷区長
- ・府中市長
- ・調布市長
- ・国立市長
- ・狛江市長
- ・品川区長
- ・東京都 建設局 河川部 防災課長
- ・東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長
- ・東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長
- ・東京都 水道局 净水部 净水課長
- ・東京都 水道局 水源管理事務所 小河内貯水池管理事務所長
- ・気象庁 東京管区気象台 気象防災部長
- ・東日本旅客鉄道株式会社 **東京支社 総務部長**

首都圏本部 安全企画ユニットリーダー

- ・日本貨物鉄道株式会社 安全推進部長
- ・西武鉄道株式会社 安全推進部長
- ・京王電鉄株式会社 安全推進部長
- ・小田急電鉄株式会社 安全・技術部長
- ・東急電鉄株式会社 安全戦略推進委員会 統括部長
- ・京浜急行電鉄株式会社 安全推進部長
- ・国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長

別表2 つづき

【多摩川下流部右岸・鶴見川 大規模氾濫減災協議会】

- ・稻城市長
- ・横浜市長
- ・横浜市鶴見区長
- ・横浜市港北区長
- ・横浜市都筑区長
- ・川崎市長
- ・東京都 建設局 河川部 防災課長
- ・東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長
- ・東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長
- ・東京都 水道局 净水部 净水課長
- ・東京都 水道局 水源管理事務所 小河内貯水池管理事務所長
- ・神奈川県 くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長
- ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長
- ・気象庁 東京管区気象台 気象防災部長
- ・気象庁 横浜地方気象台長
- ・東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 執行役員 横浜支社長
- ・日本貨物鉄道株式会社 安全推進部長
- ・京王電鉄株式会社 安全推進部長
- ・小田急電鉄株式会社 安全・技術部長
- ・東急電鉄株式会社 安全戦略推進委員会 統括部長
- ・京浜急行電鉄株式会社 安全推進部長
- ・横浜市交通局 安全管理部 統括安全管理者
- ・国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長

別表2 つづき

【相模川 大規模氾濫減災協議会】

- ・平塚市長
- ・藤沢市長
- ・茅ヶ崎市長
- ・寒川町長
- ・大磯町長
- ・神奈川県 くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長
- ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長
- ・神奈川県 城山ダム管理事務所長
- ・神奈川県 相模川水系ダム管理事務所長
- ・気象庁 横浜地方気象台長
- ・国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所長
- ・東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 執行役員 横浜支社長
- ・日本貨物鉄道株式会社 安全推進部長
- ・相模鉄道株式会社 安全推進部長
- ・国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長

別表3

【多摩川上流部 大規模氾濫減災協議会】（幹事会）

- ・八王子市 生活安全部 防災課長
- ・立川市 市民生活部 防災課長
- ・青梅市 市民安全部 防災課長
- ・昭島市 総務部 防災**安全**課長
- ・日野市 総務部 防災安全課長
- ・福生市 総務部 防災危機管理課長
- ・多摩市 総務部 防災安全課長
- ・羽村市 **市民生活総務部** 防災安全課**長** **主幹**
- ・あきる野市 総務部 地域防災課 **地域防災担当課長**
- ・東京都 建設局 河川部 防災総括担当課長代理
- ・東京都 総務局 総合防災部 防災計画課 課長代理
- ・東京都 総務局 総合防災部 防災対策課 課長代理
- ・東京都 水道局 净水部 净水課 課長代理
- ・東京都 水道局 水源管理事務所 小河内貯水池管理事務所 課長代理
- ・気象庁 東京管区気象台 **総務気象防災部** **業務課長気象防災情報調整官**
- ・東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 **総務部安全企画室長**  
**鉄道事業部安全企画ユニット**  
**ユニットリーダー**
- ・日本貨物鉄道株式会社 安全推進部 副部長
- ・京王電鉄株式会社 安全推進部 鉄道テロ・災害対策担当課長
- ・多摩都市モノレール株式会社 安全管理推進室 統括課長代理
- ・国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 総括地域防災調整官

別表3 つづき

【多摩川下流部左岸 大規模氾濫減災協議会】（幹事会）	
・大田区	総務部 防災危機管理課 防災計画担当課長
・世田谷区	危機管理部 副参事（防災計画担当）
・府中市	行政総務管理部 防災危機管理課長
・調布市	総務部 総合防災安全課長
・国立市	行政管理部 防災安全課長
・狛江市	総務部 危機管理担当理事兼安心安全課長
・品川区	防災まちづくり部 防災課長
・東京都	建設局 河川部 防災総括担当課長代理
・東京都	総務局 総合防災部 防災計画課 課長代理
・東京都	総務局 総合防災部 防災対策課 課長代理
・東京都	水道局 净水部 净水課 課長代理
・東京都	水道局 水源管理事務所 小河内貯水池管理事務所 課長代理
・気象庁	東京管区気象台 総務気象防災部 業務課長気象防災情報調整官
・東日本旅客鉄道株式会社	東京支社 総務部安全企画室長 首都圏本部 安全企画ユニットマネージャー
・日本貨物鉄道株式会社	安全推進部 副部長
・西武鉄道株式会社	安全推進部 課長
・京王電鉄株式会社	安全推進部 鉄道テロ・災害対策担当課長
・小田急電鉄株式会社	安全・技術部 課長
・東急電鉄株式会社	安全戦略推進委員会 課長
・京浜急行電鉄株式会社	安全推進部 課長
・国土交通省関東地方整備局	京浜河川事務所 総括地域防災調整官

別表3 つづき

【多摩川下流部右岸・鶴見川 大規模氾濫減災協議会】（幹事会）

- ・稻城市 消防本部 防災課長
- ・横浜市 総務局危機管理室 防災企画課長
- ・横浜市鶴見区 総務課長
- ・横浜市港北区 総務課長
- ・横浜市都筑区 総務課長
- ・川崎市 危機管理本部 危機対策部 初動対策担当課長
- ・東京都 建設局 河川部 防災総括担当課長代理
- ・東京都 総務局 総合防災部 防災計画課 課長代理
- ・東京都 総務局 総合防災部 防災対策課 課長代理
- ・東京都 水道局 净水部 净水課 課長代理
- ・東京都 水道局 水源管理事務所 小河内貯水池管理事務所 課長代理
- ・神奈川県 くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課  
応急対策グループリーダー
- ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河港課  
**河川防災グループリーダー**
- ・気象庁 東京管区気象台 **総務気象防災部 業務課長気象防災情報調整官**
- ・気象庁 横浜地方気象台 防災管理官
- ・東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 **総務部—安全企画室長**  
鉄道事業部 安全企画ユニット  
ユニットリーダー
- ・日本貨物鉄道株式会社 安全推進部 副部長
- ・京王電鉄株式会社 安全推進部 鉄道テロ・災害対策担当課長
- ・小田急電鉄株式会社 安全・技術部 課長
- ・東急電鉄株式会社 安全戦略推進委員会 課長
- ・京浜急行電鉄株式会社 安全推進部 課長
- ・横浜市交通局 安全管理部 安全管理課長
- ・国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 総括地域防災調整官

別表3 つづき

【相模川 大規模氾濫減災協議会】（幹事会）
・平塚市 市長室 災害対策課長
・藤沢市 防災安全部 防災政策課長
・茅ヶ崎市 <b>市民安全くらし安心部</b> 防災対策課長
・寒川町 町民部 町民安全課長
・大磯町 政策総務部 危機管理課長
・神奈川県 くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課 応急対策グループリーダー
・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 <b>河川港課</b> <b>河川防災グループリーダー</b>
・神奈川県 城山ダム管理事務所 担当部長
・神奈川県 相模川水系ダム管理事務所 ダム運用部長
・気象庁 横浜地方気象台 防災管理官
・国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所 広域水管理課長
・東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 <b>総務部—安全企画室長</b> <b>鉄道事業部 安全企画ユニット</b> <b>ユニットリーダー</b>
・日本貨物鉄道株式会社 安全推進部 副部長
・相模鉄道株式会社 安全推進部 課長
・国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 総括地域防災調整官